

長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の性能向上などの居住環境改善及び地場産業の育成を図るとともに、産業の活性化に資するため、本市内に存する住宅の改修工事（以下「改修工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、住宅性能向上リフォーム補助金及びながさき住みよ家リフォーム補助金（以下「長崎市住宅リフォーム支援補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第1条の2 長崎市住宅リフォーム支援補助金（以下「補助金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 住宅性能向上リフォーム補助金 住宅の居住環境の改善や市内の若手技能者の育成及び技術の継承に加え、屋根及び外壁の遮熱・断熱塗装、断熱改修等による省エネ化、浴室・便所等のバリアフリー化、間取りの変更等による居住性向上等、住宅の性能向上を目的として行う住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの
- (2) ながさき住みよ家リフォーム補助金 住宅の居住環境の改善や市内の若手技術者の育成と技術の継承を目的として行う住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 改修工事を行う住宅の所有者（不動産登記法（明治32年法律第24号）に規定する登記簿において、所有者として記録されている者。以下「所有者」という。）であって、その住宅に居住しているもの又は第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実

であると市長が認めるもの

(2) 補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅の所有者となる予定の者であって、第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅を所有し、居住することが確実であると市長が認めるもの

(3) 住宅の所有者が死亡し、当該住宅が未相続の場合において、当該所有者の2親等以内の親族のうち、その住宅に居住している者又はその住宅に居住していない者であって、第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの

(4) 住宅の所有者が、市長が特に認める事情により当該住宅を転出した場合又は第8条に規定する交付の申請が困難な場合であっては次に掲げるもの

ア 当該所有者と同居していた当該所有者の2親等以内の親族が引き続き当該住宅に居住するときは、当該親族のうち当該所有者からの改修工事の委任を受けた者

イ 2親等以内の親族のうち、第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認める者で、当該所有者からの改修工事の委任を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内において、長崎市子育て住まいづくり支援費補助金（長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱（平成28年長崎市告示第548号。以下この条において「子育て補助金要綱」という。）に規定する補助金をいう。）の交付を受けた者（当該申請に係る子育て補助金要綱第8条の規定により補助金不交付決定の通知を受けた者又は当該申請に係る子育て補助金要綱第10条の規定により申請の取下げを行った者を除く。）又は長崎市移住支援空き家リフォーム補助金（長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱（平成29年長崎市告示第546号。以下この条において「定住促進補助金要綱」という。）に規定する移住支援空き家リフォーム補助金をいう。）の交付を受けた者（当該申請に係る定住促進補助金要綱第24条の規定により補助金不交付決定の通知を受けた者又は当該申請に係る定住促進補助金要綱第26条の規定により申請の取下げを行った者を除く。）は、補助対象者としな

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、自己の居住の用に供し、又は供する予定の本市内に存する住宅（マンション等の集合住宅にあつては補助対象者が専有し、又は専有する予定の部分、店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅にあつては補助対象者の居住の用に供し、又は供する予定の部分に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金交付申請日から過去10箇年度の間、本補助制度による補助又は本市の他の制度（長崎市子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱（平成28年長崎市告示第548号）又は長崎市移住支援空き家リフォーム支援補助金交付要綱（平成29年長崎市告示第546号）による補助をいう。以下同じ）に基づく補助等を受け取得又は改修した住宅は、補助対象住宅としない。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める工事とする。

(1) 住宅性能向上リフォーム補助金 別表第1左欄に掲げる工事であつて、同表右欄に掲げる条件を満たすもの、別表第2左欄に掲げる工事であつて、同表右欄に掲げる条件を満たすもの又は別表第3左欄に掲げる工事であつて、同表右欄に掲げる条件を満たすもの

(2) ながさき住みよ家リフォーム補助金 次に掲げる条件を満たすもの

ア 前号の工事と同時に施工する別表の条件を満たさない浴室又は便所改修工事

イ 既存住宅の改修工事（前号及びアに掲げる工事を除く。）

2 補助対象工事については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人（以下「施工業者」という。）が施工するもの

(2) 次条に規定する補助対象経費が20万円以上であるもの

(3) 補助金の交付決定日から起算して90日以内に着手するもの

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定の前に着手した工事
- (2) 新築、増築又は改築工事
- (3) 下水道接続工事
- (4) 電話、インターネット等の配線工事
- (5) 公共工事の施行に伴う補償工事
- (6) 解体工事（補助対象工事に係る撤去等を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める工事
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を含まない額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める経費とする。

- (1) 住宅性能向上リフォーム補助金 前条第1項第1号に掲げる補助対象工事に要する経費とする。
- (2) ながさき住みよ家リフォーム補助金 前条第1項第2号に掲げる補助対象工事に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費には含まないものとする。

- (1) 備品に係る費用
- (2) 使途が明確でない費用
- (3) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け、又は受ける予定の場合には、当該補助等の対象経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める経費
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 住宅性能向上リフォーム補助金 第4条第1項第1号に該当する工事の補助対象経費の20パーセントに相当する額
- (2) ながさき住みよ家リフォーム補助金 第4条第1項第2号に該当する工事

の補助対象経費の10パーセントに相当する額

2 前項各号の補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 住宅性能向上リフォーム補助金 10万円

(2) ながさき住みよ家リフォーム補助金 5万円

3 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は同項第2号に掲げる工事のいずれかを重複して行う場合の補助金の額は、10万円を上限とする。

(補助回数)

第7条 補助金の交付は、同一年度内で、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、長崎市住宅リフォーム支援補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

2 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、補助対象年度の1月31日(その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、直前の休日でない日)とする。

3 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、改修計画書(第2号様式)によるものとする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略させることができる。

(1) 固定資産税納税通知書の写し、固定資産税家屋台帳の写し、建物登記事項証明書等の補助対象住宅の所有者が確認できるもの

(2) 工事内訳明細を示した見積書

(3) 住宅の全体及び改修工事の施工予定箇所の写真

(4) 手続を代理人が行う場合は委任状(第3号様式)

(5) 第2条第1項第4号に該当する者にあつては、住宅改修工事に係る委任状(第3号様式の2)、改修工事を行う住宅の所有者の住所が確認できる住民票の写し及び同所有者と補助対象者との続柄が確認できる戸籍謄本

(6) その他市長が必要と認める書類

- 5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類は、省略させるものとする。
- 6 住宅性能向上リフォーム補助金とながさき住みよ家リフォーム補助金は、同時に申請する場合に限り併用することができる。
- 7 住宅性能向上リフォーム補助金及びながさき住みよ家リフォーム補助金を併用する場合の補助対象経費については、それぞれの補助対象経費を合算した額が20万円以上であることとする。

(交付及び不交付の決定)

第9条 規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書は、補助金交付決定通知書(第4号様式)によるものとする。

- 2 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(計画変更の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助金交付申請書内容変更申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、改修内容等の変更が軽微で、補助金の交付決定額に変更がないときは、この限りでない。

- (1) 改修内容等を変更するとき。
- (2) 改修金額を変更するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の申請を受け、承認した場合は補助金交付申請書内容変更承認通知書(第7号様式)により、承認しなかった場合は補助金交付申請書内容変更不承認通知書(第8号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、規則第7条第1項のほか、補助金の交付申請後に申請した補助事業を中止しようとする場合は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げは、補助金交付申請取下書(第9号様式)によるものとする。

3 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の3月10日（その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日）とする。

（実績報告書）

第12条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、完了実績報告書（第10号様式）によるものとする。

2 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助事業完了の日（工事完了証明書（第11号様式）に記載された工事完了日又は工事代金の支払が分かる書類に記載された日のいずれか遅い日をいう。）から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の3月10日（その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日）のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第2号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 改修工事の施工箇所の写真

(2) 施工業者の工事完了証明書（第11号様式）

(3) 性能証明書等性能が確認できる書類。ただし、第1号の写真で確認できる場合にあつては、これを省略することができる。

(4) 第2条第1項第1号から第3号までに規定する補助対象者（申請の時点で当該住宅に居住している者を除く。）については住民票の写し

(5) 第2条第1項第2号に規定する補助対象者については建物登記事項証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があつた場合は、規則第13条の規定により、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第12号様式）により当該補助申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、交付決定額と同一のときは、規則第21条の規定により補助金確定通知書を省略するものとする。

2 規則第16条第1項第4号の規定により交付決定の一部を取り消す場合は、規則第21条の規定により第9条第1項の通知を省略する。

（補助金の交付手続の特例）

第14条 規則第21条の規定により、規則第15条第2項に規定する請求書は省略するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(当該耐用年数が10年を超える場合には10年間)とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年1月19日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則 (平成23年11月22日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される補助金について適用し、同日前に交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年7月6日)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第12条第3項第4号の改正規定(「住民票又は登録原票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改める部分

に限る。)及び第10号様式の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成25年3月21日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成25年5月29日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成25年7月17日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第7条にただし書を加える改正規定及び第1号様式の改正規定(「工事見積書(内訳明細が付いたものに限る。)」を「工事内訳明細を示した見積書」に改める部分を除く。)は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成26年3月31日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成27年3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成29年4月12日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム緊急支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年5月16日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年4月7日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第15条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金についてはなお従前の例による。

3 改正前の長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年12月28日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。ただし、第4条第2項第3号の改正規定、第8条第2項の改正規定、第11条第3項の改正規定、第12条第2項の改正規定、第13条第1項の改正規定及び第14条の改正規定並びに第1号様式の改正規定、第2号様式の2の改正規定、第4号様式の改正規定、第10号様式の改正規定及び第13号様式の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和5年6月7日)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和6年3月12日告示第125号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第300号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

省エネ化に資する工事	
工事種別	条件
1 屋根、外壁の塗装工事	屋根又は外壁を遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事であること。
2 屋根のふき替え工事	遮熱・断熱性能のある屋根材に ^ふ き替える工事であること。
3 断熱改修等工事	屋根、天井、壁、床、開口部及び基礎の断熱改修を行う工事であること。
4 浴槽の取替工事	高断熱浴槽への取替工事であること。
5 トイレの取替工事	節水型トイレへの取替工事であること。

別表2（第4条関係）

バリアフリー化に資する工事	
工事種別	条件
1 浴室を改修する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事であること。
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事であること。
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事であること。
	バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事であること。
2 便所を改修する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事であること。
	便器を座便式のものに取り替える工事であること。
	座便式の便器の座高を高くする工事であること。
3 便所、浴室又は脱衣室を改修する工事	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事であること。
	水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事であること。
4 手摺を設置する工事	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事であること。
5 床を改修する工事	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事であること。
	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事であること。
6 通路、出入口を拡張する工事	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事であること。
7 出入口を改良する工事	出入口の戸を改良する工事であって次のいずれかに該当するものであること。 (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
8 階段を設置、改良する工事	階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事であること。
9 スロープ等を設置する工事	外部出入口までの屋外通路にスロープ・手すりを設置する工事であること。

別表3（第4条関係）

居住性向上に資する工事	
工事種別	条件
1 間取りの変更工事	1 か所以上の間仕切り壁の撤去又は新設工事を含む居室の改修工事であること。
2 流し台の取り替え工事	流し台を取り替える工事であって次のすべてに該当するものであること。 (1) 流し台天板の奥行幅を拡張する (2) 水栓器具をレバーハンドル等に取り替える
3 洗面台所の取り替え工事	水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事であること。
4 防音・遮音性を向上させる工事	壁、床、開口部に防音・遮音性を向上させる材料を設置する工事であること。

長崎市住宅リフォーム支援補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者

住 所

（ふりがな）

氏 名

㊟

長崎市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、長崎市住宅リフォーム支援補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況、市税等の納付状況、固定資産に関すること及び住民基本台帳等について、市長が関係機関に調査を行うことについて、同意します。

交付申請額	金 円
申 出 事 項	申請する建物等に対して、本年度、他の制度に基づく補助（その予定及び無利子貸付金等を含む。）の有無 → 有（ ） ・ 無 申請する建物等に対して、過去に本補助制度による補助又は本市の他の制度に基づく補助の有無 → 有（ 年度： ） ・ 無
添 付 書 類	

改修計画書

申請者	氏名 生年月日 連絡先		年 月 日
対象の住宅の 所在地及び所有者	所在地（地番） 所有者名		
改修の概要			
	申請外の工事	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り（ ）
	増改築の有無	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り（ ）
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
施工業者名	所在地 本社所在地		
	氏名・名称		
	担当者名		
	連絡先		
工事経費総額	円（税込）		
申請額内訳	性能向上 A	住みよ家 B	
	円	円	

委任状

委任される人（代理人）

住 所
(電話番号)

代理人氏名



私は、上記の者を、長崎市住宅リフォーム支援補助金に係る申請等の手続の代理人と定めます。

年 月 日

委任する人（申請者）

住 所

申請者氏名

住宅改修工事に係る委任状

（あて先）長崎市長

甲は、次の通り住宅改修工事を、乙に委任します。

年 月 日

甲 委 任 者
（住 所）

（氏 名）

乙 受 任 者
（住 所）

（氏 名）

- 1 委任する工事名 _____
- 2 委任する工事の施工場所 _____
- 3 委任する理由 _____

第4号様式（第9条関係）

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日
第 号

住所
氏名 様

長崎市長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった長崎市住宅リフォーム支援補助金の交付については次のとおり決定したので、通知します。

交付決定金額	金 円
補助対象経費等	工事経費総額（消費税等相当額含む） 円 補助対象経費 円
交付条件	

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

長崎市長

印

年 月 日付けで申請のあった長崎市住宅リフォーム支援補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので、通知します。

交付しないことと 決定した理由	
--------------------	--

補助金交付申請書内容変更申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

㊟

氏 名

長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
変更前	工事概要：		
	工事経費総額（消費税等相当額を含む。）		円
	補助対象経費		円
	交付決定額		円
変更後	工事概要：		
	工事経費総額（消費税等相当額を含む。）		円
	補助対象経費		円
	交付申請額		円
変更理由			
添付書類			

補助金交付申請書内容変更承認通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった内容変更については、次のとおり承認したので、長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
変更前	工事概要： 工事経費総額（消費税等相当額を含む。） 補助対象経費 交付決定額		
変更後	工事概要： 工事経費総額（消費税等相当額を含む。） 補助対象経費 交付決定額		
承認条件			

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

補助金交付申請書内容変更不承認通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった長崎市住宅リフォーム支援補助金の内容変更については次のとおり不承認としたので通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
変更前			
変更後			
不承認の理由			

第9号様式（第11条関係）

補助金交付申請取下書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり取り下げます。なお、提出した書類に関しては返却を求めません。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
取下理由			

第10号様式（第12条関係）

完了実績報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

㊞

長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号						
完了年月日	年 月 日							
添付書類								
振込口座	金 融 機 関 名	支 店（支所）名						
	銀 行 金庫・組合	支 店						
	預 金 種 別	口 座 番 号						
	普通・当座・貯蓄・その他							
	口座名義人							

第11号様式（第12条関係）

工事完了証明書

年 月 日

（あて先）長崎市長

施工業者 所在地 長崎市

氏名・名称



連絡先

下記の工事について、完了したことを証明いたします。

記

- 1 施主氏名
- 2 住宅の所在地
- 3 施工内容

4 工事期間 着工日 年 月 日
完工日 年 月 日

第12号様式(第13条関係)

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	
補助年度	年度		
補助金の交付決定金額	円		
補助事業等の経費精算額 (補助対象金額)	円		
補助金の交付確定金額	円		